

パブリックコメント募集 あわら市障害福祉計画

この計画は、障害者総合支援法に基づき、平成27年度から平成29年度までの障害福祉サービスなどの提供体制の確保のために、国の定める基本指針に即して定めるものです。

案件名 第4期あわら市障害福祉計画
募集期間 2月18日(水)～3月4日(水)
閲覧方法 募集期間内に市ホームページや福祉課で閲覧可能

提出方法
住所、氏名および連絡先を明記の上、持参、郵送、FAXまたはメールで

問合せ
福祉課 障害福祉G
〒919-0692
あわら市市姫三丁目1番1号
☎73-8020
FAX 73-5688
Eメール tukushi@city.awara.lg.jp

国体準備室・郷土歴史資料館 臨時職員（事務）を募集

国体準備室（事務）
募集人数 若干名
職務 国民体育大会準備事務
採用日 平成27年4月1日(水)
勤務日 月～金曜日(祝日を除く)
勤務時間 8時30分～17時15分
賃金 月額14万2100円
※通勤手当・期末手当支給
保険 健康保険、厚生年金、雇用保険、労働災害保険
申込み **【期限】3月5日(木)**
履歴書を持参または郵送。
応募先 〒919-0692
あわら市市姫三丁目1番1号
あわら市役所スポーツ課
☎73-8043

郷土歴史資料館（事務）
募集人数 1人
職務 事務・展示などの補助
資格 パソコン作業が可能な人
採用日 平成27年4月1日(水)
勤務日 シフト制(土・日・祝あり)
勤務時間 9時15分～18時
賃金 月額14万2100円
※通勤手当・期末手当支給
保険 各種社会保険有り
申込み **【期限】2月25日(水)**
履歴書を持参または郵送。
応募先 〒919-0632
あわら市春宮二丁目14番1号(1-KOSSA2階)
あわら市郷土歴史資料館
☎73-5158

3月は「自殺対策強化月間」 一人一人が、ゲートキーパー

ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気付き、声を掛け、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことです。

▼気付き
眠れない、食欲がない、口数が少なくなったりなど、大切な人の様子が「いつもと違う場合」、もしかしたら、悩みを抱えているかもしれません。

▼声掛け
大切な人が悩んでいることに気付いたら、一歩勇気を出して声を掛けてみましょう。

▼話を聞く
相談のつてあげましょう。ただし、本人を責めたり、安易に励ましたり、相手の考えを否定したりすることは避けるようにしてください。

▼つなぎ
早めに専門家に相談するように促しましょう。一緒に相談に行こうと勧めることも安心につながります。

▼見守り
相談窓口につなげた後も、必要があれば相談のつてあげましょう。

話をよく聞き、一緒に考えてくれるゲートキーパーがいることは、悩んでいる人の孤立を防ぎ、安心を与えます。



専門の相談窓口
【ホッとサポート福井】
とき 月～金曜 9時～17時
問合せ ☎26-4400

【坂井健康福祉センター】
専門医によるこころの相談(予約制)
とき 毎月第1・3木曜日
14時30分～16時30分
問合せ ☎73-0609

【あわら市】
臨床心理士によるこころの相談(予約制)
とき ・2月20日(金)
・3月6日(金)
9時30分～12時30分
問合せ ☎73-8023

【こころ健康相談統一ダイヤル】
☎0570-0664-556

問合せ
健康長寿課 健康増進G
☎73-8023

死亡原因から生活習慣を見直そう！

あわら市の現状
男性の死亡原因は、心不全や心筋梗塞、腎不全、女性の死亡原因は、腎不全や心不全、悪性新生物が上位です。

心臓や腎臓の病気は、日ごろの生活習慣が発症・進行の大きな要因となります。不規則な生活習慣を続けると、血管は詰まりやすく、破れやすい状態になります。心臓や脳の大切な血管が詰まったり、破れたりすることで、亡くなる危険性も高くなります。

これらの病気は、生活習慣を見直すことで発症を予防できます。また、年に一度は健診を受け、健康状態を確認することも大切です。

生活習慣見直しの3つのポイント

- ①禁煙
・禁煙外来を利用する。
・禁煙開始日を決め、灰皿やライターを捨てる。
・吸わない仲間を見つける。
- ②減塩
・ソースやしょうゆなどはかけずに付ける。
・調味料は減塩無添加タイプを選択する。
・めん類のスープは全部飲まない。
- ③身体活動を増やす
・漬物や汁物は食べる回数を減らす。
・室内でできるストレッチで、基礎代謝量を高める。
・階段を積極的に利用する。
・歩数を記録し、運動意識を高める。

問合せ 健康長寿課 健康増進G
☎73-8023

心の講座&相談会を開催

とき 3月1日(日)
ところ いきいきプラザ霞の郷(坂井市丸岡町八ヶ郷21-7-1)

●こころを元気にする講座

時間	13時30分～15時30分
演題	今、心のケアに求められているもの
講師	松原 六郎 医師(公財 松原病院 代表理事)
対象	精神障害のある本人・家族、その他関心のある人

●悩みごと総合相談会(予約制)

時間	13時～16時30分
内容	専門家による個別相談
対象	悩みごとのある人

参加費 無料
申込み **【期限】2月25日(水)**
坂井健康福祉センター
☎73-0609



滞納処分

滞納処分とは、国税徴収法や地方税法の例により、滞納者の意思に関わりなく強制的に所有する財産の差し押さえなどを行う手続きです。

市が保有する債権では、下水道使用料、生活保護法第七十三条徴収金、後期高齢者医療保険料などがこれに当たります。

支払督促・強制執行など

支払督促とは、裁判所が債権者(市)からの申し立てに基づいて債務者(未納者)に金銭の支払いを督促する手続きです。

裁判所からの支払督促に対して異議申し立てや納付のない場合、債権者は債務名義を取得し、裁判所に強制執行を申し立て、財産の差し押さえを行います。

市が保有する債権では、水道料金、市営住宅使用料、一般廃棄物処理手数料などがこれに当たります。

市では税外債権の回収のため、督促状や催告書を送付し、未納者に自主納付を促しています。

しかし、納付できる資力があるにも関わらず、納付がない人については、市民負担の公平性を保ち、市の財源を確保するため、債権の種類に応じて、滞納処分や裁判所に支払督促や強制執行などの申し立てを行い、強制的に債権回収を実施しています。

支払督促の金額について

支払督促で、債権者(市)が債務者(未納者)に請求する金額は、これまでの未納額に支払督促の手続きに要した手数料や郵便料などの必要経費を合わせた金額になります。ご注意ください。

納付のご相談はお早めに！

滞納処分や支払督促の通知が来たときには、既に財産の差し押さえや裁判所の法的手続きが開始されています。

やむを得ない事由により、納付が困難な場合や納付についてお困りのことがありましたら、滞納処分や支払督促の通知が届く前に、各債権の担当課へ早急にご相談ください。

問合せ 収納推進課 税外債権収納G ☎73-8013